

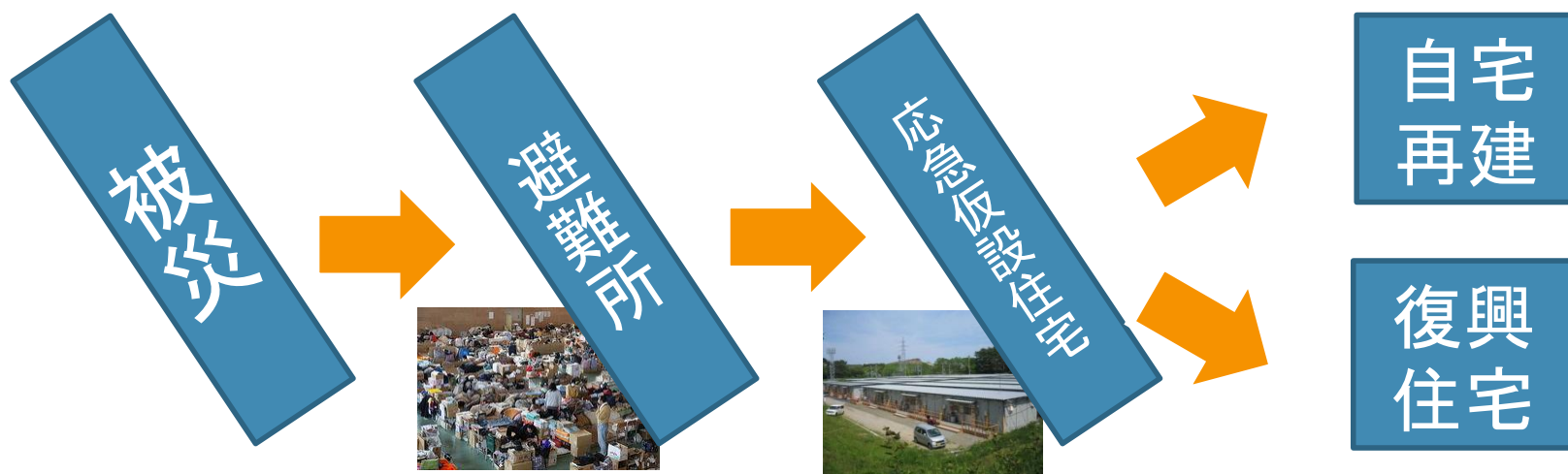
広域避難者問題の概要把握と 白書制作の取り組み

松田曜子

関西学院大学災害復興制度研究

広域避難問題

- 日本の諸制度が想定する被災者の生活再建プロセス

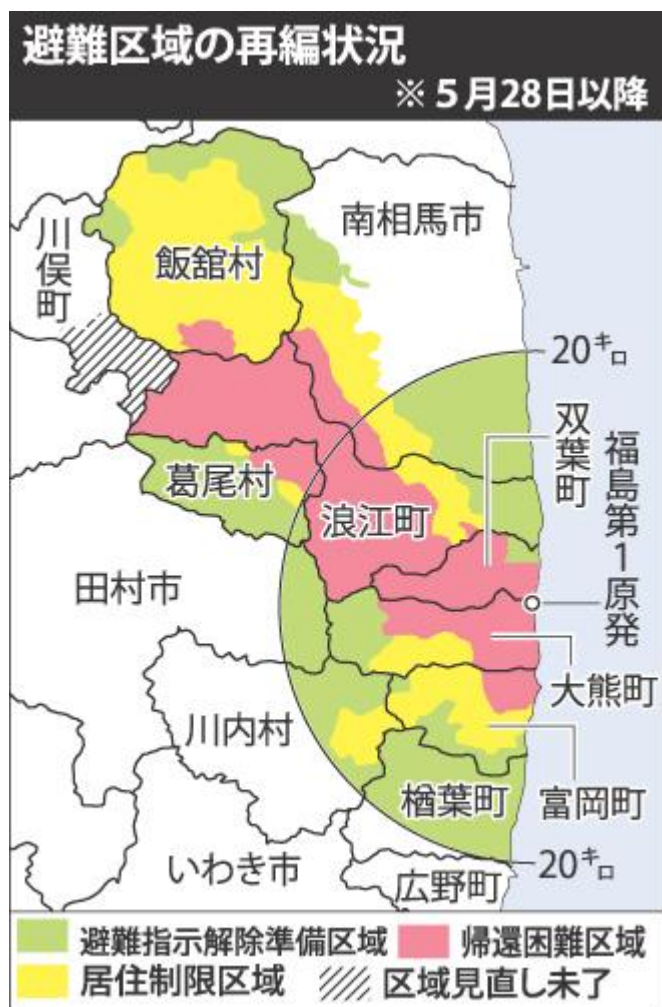


- 実態（分断が生じる要因のひとつ）

- 原発被災
- 在宅避難
- みなし仮設
- 広域避難

何らかの理由で被災前の居住地を離れ、市町村や県の境界をまたいで避難している状態

避難区域

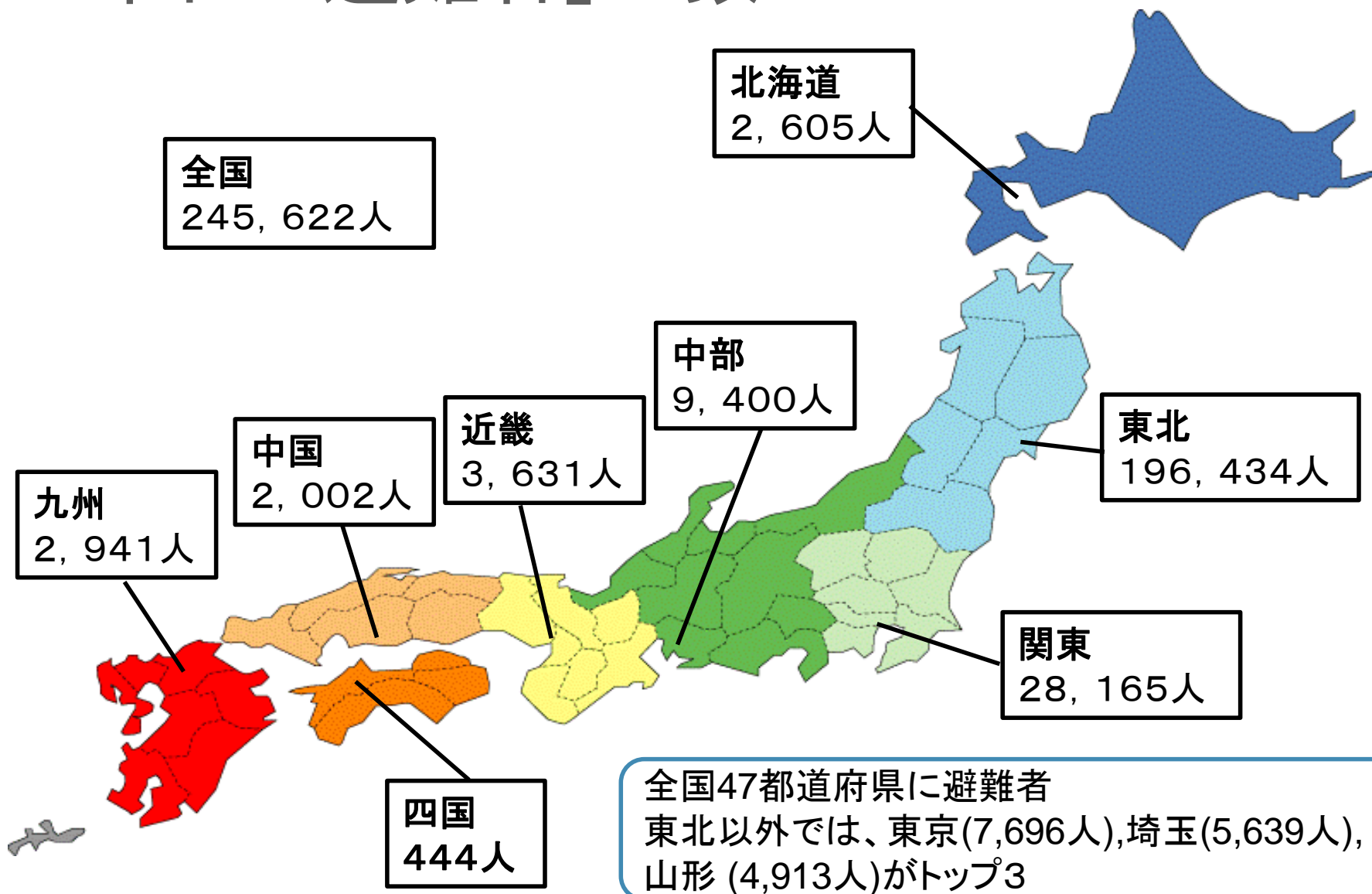


- 原発20km圏内に設定された警戒区域はすべて解消
- 年間被ばく線量が
 - 50ミリシーベルト超 帰還困難区域
 - 20～50ミリシーベルト 居住制限区域
 - 20ミリシーベルト以下 避難指示解除準備区域
- 「居住制限」「解除準備」の2区域は日中の立ち入りが可能。
- 避難区域全体には11市町村で計約8万4000人が住み、うち事故から最低6年間に戻れないとされる帰還困難区域は約2万5000人。

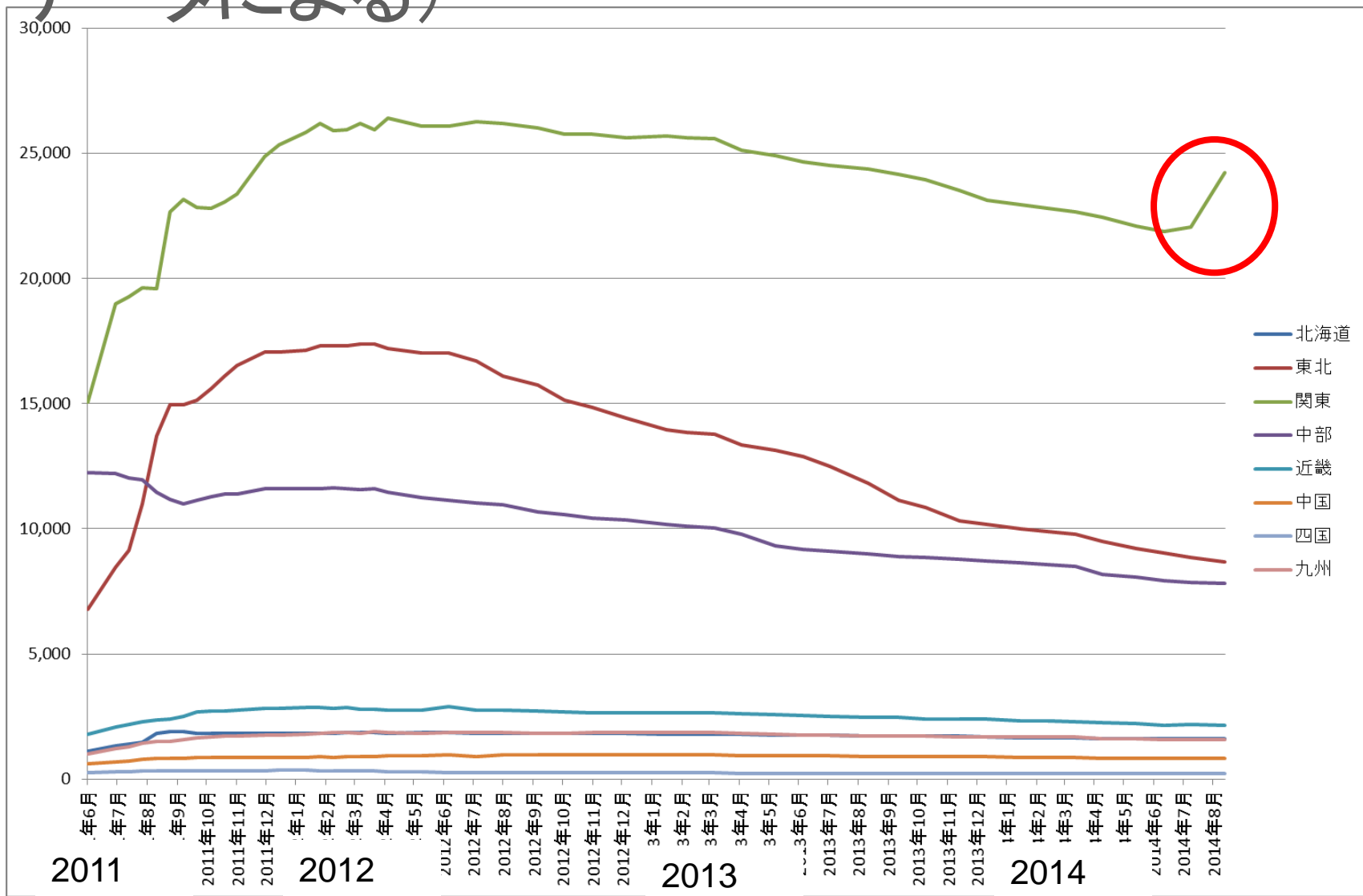
(毎日新聞2013年5月27日)

全国の「避難者」の数

2014年8月14日現在
復興庁発表データより



福島県からの避難者数推移(福島県提供データによる)



「避難者」とは誰か？

- 急な避難者数増加の理由は、埼玉県が避難者の定義を変更したため（民間住宅の居住者も加えるようにした）
- 復興庁報告の合計された避難者数の内容：
 - 避難者情報登録システム（任意）の登録者
 - 公営住宅の居住者
 - 市町村役場からの報告集

全く合理的な数字ではない

【別紙1】
所在都道府県別の避難者等の数(平成26年8月14日現在)【概要】
(下段のカッコ書きは、前回(平成26年7月10日現在)からの増減数)

都道府県	避難者			計	増加の率	居住 内国時数
	A 住宅等 (公営、民営住宅、民間 賃貸等)	B 施設 等	C 民間等			
北海道	2,569	500	1	3,070	(+ 11)	83
青森県	256	241	2	500	(+ 132)	29
岩手県	21,219	200	0	21,419	(+ 863)	29
宮城県	77,873	1,122	5	79,000	(+ 1,267)	25
秋田県	559	416	0	975	(+ 26)	20
山形県	4,277	363	51	4,691	(+ 1,072)	30
福島県	76,146	2,851	—	79,000	(+ 2,252)	41
群馬県	4,039	176	61	4,276	(+ 25)	28
関東	21,845	8,757	341	30,943	(+ 3,126)	368
東北北部	2,021	461	2	2,484	(+ 409)	204
中部	2,362	1,606	0	3,968	(+ 18)	120
中部	1,218	560	4	2,002	(+ 26)	58
近畿	212	206	2	420	(+ 50)	42
九州・沖縄	2,449	409	2	2,860	(+ 20)	108
計	222,061	18,000	491	240,552	(+ 8,011)	1,129
	(+ 2,262)	(+ 1,721)	(+ 1)			(+ 33)

(注1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市町村が取り得る場合を用いている。
(注2) 関東の部には「施設・個人宅のほか、施設・病院、無の欄上ではない住宅、住宅等への避難者数も含まれている。
(注3) 近畿については、今月からのままが継続している住宅に避難されている避難者以外も避難者数に含め、人数が少なくなっている。
(注4) 前月より増加している者の数は、福島県が47、149人、宮城県が6、074人、群馬県が1、013人とされている。

広域避難の全容把握の難しさ

I 地震・原発事故がなければ移動するはずではなかった全ての人々

III 自主避難:
個人で判断した人々

II 強制避難:法的根拠がある人々

福島から約6万人
宮城から約8千人
岩手から約1.6千人

(福島県・東北3県)

ただし、

- 避難指示区域
- 原発避難者特例法上の「指定市町村」
- 東電賠償における「自主的避難」の対象地域

の境界が少しずつ異なっている。また、避難指示区域の見直しにより、今後一部の強制避難者は自主避難者とみなされうる。

一部の公的支援は、避難元が福島県、あるいは東北3県であることを条件に実施された。

総務省「全国避難者情報システム」により把握している避難者は全体の一部

避難者の属性が極めて多様

正確性を欠く集計・自主避難者問題の放置



責任放棄

定義する意
図がない

法的な定義
がない

問題の構造化は

- アイデンティティ確保
- 支援対象の同定
- 科学

の全ての基本

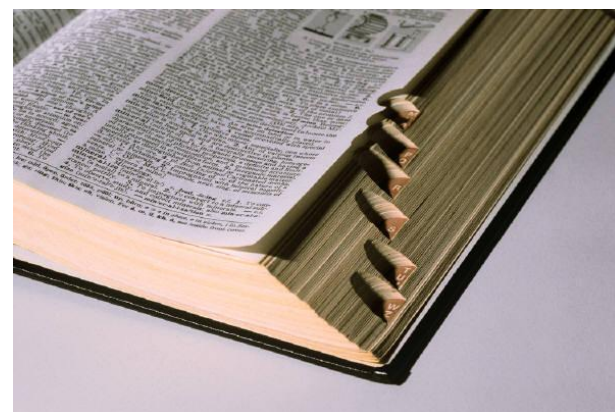
原発避難白書研究会

(関西学院大学災害復興制度研究所)

- 全体像が明らかでない問題に枠組みを設定する。
- 原発事故後起きた事象を記録する。
 - 現在の被害者のため(避難の如何を問わず)
 - 将来の世界を生きる市民のため

目次案

1. 原発事故からの避難
2. 元の居住地別の状況
 - 本白書の7分類に基づく
3. 避難先での状況
 - 全47都道府県別
4. 原発避難をめぐる諸問題
 - 電話相談から見える複合的な問題
 - 心身の健康
 - 子ども
 - いじめ
 - 家族
 - 住宅
 - 自殺



避難元地域の7分類(x軸)

- A) 帰還困難区域
- B) 居住制限区域
- C) 避難指示解除準備区域
- D) かつて慰謝料(月額10万円)が支払われていたが、現在までに打ち切り
- E) 自主的避難等対象地域
- F) 指針はないが賠償がされている地域(宮城県丸森町・福島県南地域)
- G) 上記以外の地域

基本的には賠償の基準で分類

避難先の状況(y軸)

- 公的支援の内容
 - 住宅支援
 - 就業支援
 - 支援の期限
- 民間支援団体・避難者の自助団体

白書制作チーム

構成団体

- 関西学院大学(研究者)
- SAFLAN(弁護士)
- Japan Civil Network, JCN (NGOs)

その他の著者には:

- 避難者
- ジャーナリスト・ライター
- 科学者
- 避難者
- 学生



異なる領域の知識の集積活動

原発避難白書2014(日本語版)
2015年6月刊行予定

応援してください！